

休会について

山口県精神保健福祉士協会規約 第7条

会員は、次の各号の理由により、休会することができる。

- (1) 山口県外への留学・勤務、住所の異動
- (2) 長期病気療養
- (3) 出産・育児・介護休暇
- (4) その他理事会において承認された理由

2 休会は、次の各号の条件を満たし、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 所定の休会届に必要な事項を記入し、休会しようとする年度の前年度の3月31日までに会長に提出すること。
- (2) 休会しようとする年度の前年度までの期間の会費がすべて納入されていること。
- (3) 休会期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年度単位とし1年度間とする。
- (4) 休会期間の延長を希望する会員は、所定の休会届に必要な事項を記入し、休会期間が終了する年度の3月31日までに会長に提出し、理事会の承認が得られれば、さらに1年度間を限度に休会期間を延長することができる。

3 休会期間中は、会員が有する権利や義務等に関して次の各号の取り扱いをする。

- (1) 休会期間年度の会費納入免除
- (2) 本会からの連絡や発行物等の受取の停止
- (3) 本会が主催する研修会への参加の停止（ただし、公開講座等については、所定の参加費を納入することで参加できる。）
- (4) 議決権の停止
- (5) その他会員として有する権利や義務などの停止

4 休会した会員は、休会期間が終了する年度の3月31日までに所定の復会届に必要な事項を記入し、会長に提出することで翌年度から復会することができる。

5 休会した会員は、休会期間が終了する年度の3月31日までに復会、休会期間延長もしくは退会の手続きを行わない限り、休会期間が終了する翌年度から自動的に会員資格を喪失し、退会したものとみなす。休会期間中の会員で、年度途中からの復会を希望する者は、会長に申し出をし、当年度の年会費を納めることをもって復会することができる。

6 休会期間の延長が理事会で承認されない場合、協会から通知を受けた月の翌月末日までに所定の復会届または、退会届の提出が会長へない場合は、自動的に会員資格を喪失し、退会したものとみなす。休会期間が終了する年度の翌年度に協会から通知を受け、退会届の提出や退会とみなされた場合は、休会期間が終了する年度の翌年度の年会費の納入は、免除される。